

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年個人情報保護委員会告示第１号）の一部新旧対照表

○令和４年個人情報保護委員会告示第１号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 〔略〕 【凡例】 〔略〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和８年９月３０日</u>）時点の条番号 を示すものとする。 １～４ 〔略〕 ５ 個人情報等の取扱い ５－１・５－２ 〔略〕 ５－３ 安全管理措置等 ５－３－１ 安全管理措置 （１） 〔略〕 （２） 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 〔略〕	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編） 目次 〔同左〕 【凡例】 〔同左〕 ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（<u>令和８年７月３１日</u>）時点の条番号 を示すものとする。 １～４ 〔同左〕 ５ 個人情報等の取扱い ５－１・５－２ 〔同左〕 ５－３ 安全管理措置等 ５－３－１ 安全管理措置 （１） 〔同左〕 （２） 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 〔同左〕

(※ 1) ① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）<u>第 16 条若しくは附則第 22 条若しくは第 29 条</u>又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 1 号） ②～⑨ [略] (※ 2) ・ (※ 3) [略] 5－3－2 [略] 5－4～5－7 [略] 6～11 [略]	(※ 1) ① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）<u>第 16 条</u>又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務（政令第 19 条第 1 項第 1 号） ②～⑨ [同左] (※ 2) ・ (※ 3) [同左] 5－3－2 [同左] 5－4～5－7 [同左] 6～11 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	